

奈良県障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、福祉・介護職員の人材確保の課題に対応するため、職場環境の改善や職員の処遇改善等に取り組む障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援事業所等（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）に対し、次条第1項に定める実施要綱に基づき実施する事業について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業等）

第2条 この補助金は、令和7年2月19日障発0219第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」及び令和7年2月26日こ支障第38号こども家庭庁支援局長通知の別紙「障害児支援人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」に基づく障害福祉人材確保・職場環境改善等事業を交付の対象とする。

2 前項に定める補助事業の目的、内容、交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）、交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額、補助対象期間は、別紙様式1の表1に掲げるとおりとする。

（計画書等の提出）

第3条 第5条に定める補助金の交付を受けようとする者は、別紙様式1の表2の左欄に掲げる「計画書等」の区分に対応する同表の右欄に掲げる関係書類等を作成し、知事に提出しなければならない。

（審査及び承認）

第4条 知事は、障害福祉サービス事業所等を運営する法人（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）から、前条に定める計画書等の提出があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときは、それを承認する。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次の方法で申請を行うものとする。

- (1) 前条の承認を受けている者（以下「補助事業者」という。）は、令和7年4月10日までに奈良県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ「介護給付費・訓練等給付費等請求書」を提出する。その提出をもって、知事は、補助金の交付申請書の提出があったものとみなす。
- (2) 国保連は、補助事業者から提出された「介護給付費・訓練等給付費等請

求書」に基づき交付額一覧又は報酬総額一覧（以下「一覧」という。）を作成し、知事へ送付する。

- 2 前項の定めによらず、奈良県又は奈良市が措置権者である障害児施設措置費対象児童がいる障害福祉サービス事業所等は、奈良県障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業補助金交付申請書（別紙様式5）を、知事が別に定める日までに、知事に提出する。

（交付の決定）

第6条 知事は、一覧が到達したときは第2条第2項に定める補助金の額のとおり補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、補助事業者に対し通知するものとする。

- 2 前項の定めによらず、知事は、前条第2項による申請があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、当該申請者に対し通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) その他別紙様式1の表1に定める条件

（申請の取下げ）

第8条 第6条に定める交付の決定を受けた補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更の届出）

第9条 補助事業者は、第3条に定める計画書等に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、知事に対し、別紙様式1の表2の左欄に掲げる「変更届」の区分に対応する同表の右欄に掲げる関係書類等を作成し、変更の届出を行わなければならない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）等に定める吸収合併、新設合併等により、計画書等の作成単位が変更となる場合
- (2) 複数の施設・事業所について一括して申請を行う補助事業者において、当該申請に関係する施設・事業所に変更（廃止等の事由による。）があった場合

(補助金の交付)

第 10 条 第 6 条に定める交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別紙様式 6）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別紙様式 1 の表 2 の左欄に掲げる「実績報告」の区分に対応する同表の右欄に掲げる関係書類等を作成し、別紙様式 1 の表 1 に定める補助対象期間の終期までに知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第 12 条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第 13 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 第 7 条に定める条件に違反したとき。

(3) 前条に定める知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げた場合

2 前項による補助金の交付の決定を取り消した場合にあっては、知事は、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 12 月 17 日の補助金から適用する。